

平成27年度 児童福祉週間標語募集

みんなの夢や希望をメッセージにして児童福祉週間の標語として届けよう!

厚生労働省では、来年度の「児童福祉週間」の標語を募集します。

最優秀作品に選ばれた標語は児童福祉週間のポスターやイベントで使われます。

募集内容 元気で頑張る子どもたちを応援する標語や、子どもたちからの未来へのメッセージとなる標語を募集します。

応募資格 どなたでも応募できます。

応募方法 (1) はがき、封書またはファクシミリによる応募
1人何点でも応募できますが、1通につき1作品のみ記入して下さい。(複数同封は可能です。) 応募にあたっては、用紙ごとに郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、年齢、職業、電話番号を必ず記入して下さい。
(2) インターネットによる応募<こども未来財団ホームページ>
<http://www.kodomomiraizaidan.or.jp>

募集期間 10月20日(月)(※郵送の場合、当日消印有効とします。)

応募先・お問い合わせ先 〒105-0003 東京都港区西新橋1-12-10 西新橋ホームビル4F
(一財) こども未来財団 事業部研修調査課
TEL: 03-5510-1833 FAX: 03-5510-1835

参 考 過去5年間の最優秀作

平成26年度 そのいっぽ みらいにつづく ゆめのみち
平成25年度 君がいる ただそれだけで うれしいよ
平成24年度 ニコニコは「なかよくしよう」の あいずだよ

平成23年度 おいでおいで みんなで一緒に 遊ぼうよ
平成22年度 地球はね 笑顔がつまった 星なんだ

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- ・一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納できません。
- ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い(先に経過した)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- ・「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。
- ・「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2363
鏡野町 住民税務課 年金係 電話(0868)54-2985